

省 令

○農林水産省令第七十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七条第二項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月二日

農林水産大臣 野上浩太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後				改正前			
別表二（第九条関係）				別表二（第九条関係）			
地	域	植	物	地	域	植	物
一	(略)	アキ、アボカド（付表第六十、第六十四、第七十及び第七十二に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オースパイイス、オリブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなぎようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプテクス、ごらんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、	備考（対象とする 検疫有害動植物）	一	(略)	アキ、アボカド（付表第六十、六十四、第七十及び第七十二に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オースパイイス、オリブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなぎようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプテクス、ごらんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、	備考（対象とする 検疫有害動植物）

<p>付表 一〇七二二 (略)</p> <p>七十三 エジプトから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラ ス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシト ラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他 のシトラス・バラデシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティン その他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合して いるもの</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="510 183 566 537">二〇七 (略)</td> <td data-bbox="566 183 1476 537">(略)</td> <td data-bbox="510 537 1476 1120">(略)</td> </tr> </table>	二〇七 (略)	(略)	(略)
二〇七 (略)	(略)	(略)		
<p>付表 一〇七二二 (略) (新設)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="510 1120 566 1478">二〇七 (略)</td> <td data-bbox="566 1120 1476 1478">(略)</td> <td data-bbox="510 1478 1476 2072">(略)</td> </tr> </table>	二〇七 (略)	(略)	(略)
二〇七 (略)	(略)	(略)		

この省令は、公布の日から施行する。

附 則